

幼児教育無償化に関するFAQ

▽制度について

Q. 幼児教育・保育無償化制度とは？

A. 子ども・子育て支援法に基づき、令和元年10月から開始された制度で、私立幼稚園（新制度移行幼稚園（※）を除く）、預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業等の利用費の無償化を受けるための制度となります。

無償化制度を受けるためには京都市への「施設等利用給付認定申請」が必要となります。

遅っての認定は出来かねますので、必ずご利用開始前までに必ず申請をお済ませください。

※ 新制度幼稚園とは

新制度に移行した幼稚園とは、平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度が適用される幼稚園を言います。京都市内の新制度移行園は以下の施設となります。

（令和4年4月現在）

コドモのイ工幼稚園、洛東幼稚園、高倉幼稚園、桃山幼稚園

なお、太秦幼稚園、聖光幼稚園は、令和4年4月に幼稚園型認定こども園へ移行されました。

無償化制度の概要は以下の通りです。

施設・事業	無償化の内容			備考
	0～2歳児	満3歳児（※1）	3～5歳児	
私立幼稚園（新制度移行園除く）	—	上限月額：25,700円		
幼稚園・認定こども園（1号認定）の預かり保育	—	市民税非課税世帯（※2）のみ 上限月額： 16,300円 (1日当たり 450円上限)	上限月額： 11,300円 (1日当たり 450円上限)	保護者のい ずれにも、 保育が必要 な理由が認 められる場 合に限りま す。
認可外保育施設等	市民税非課税世帯（※2）のみ 上限月額：42,000円		上限月額： 37,000円	
一時預かり事業、病児保育事業				
ファミリーサポート事業				

※1 満3歳児は、3歳の誕生日以前から3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもになります。

※2 当該年度の8月31日までは前年度、9月1日以降は当年度の市民税額を元にします。

Q. どんな費用が無償化の対象ですか？

A. 幼稚園の入園料や保育料、預かり利用料、認可外保育施設等の利用料が対象になります。

給食費や通園送迎費、行事費、保育用品費等の実費徴収費用は対象外となります。

Q. 預かり保育も利用したいと考えています。どの認定を受ければいいですか？

A. 幼児教育・保育無償化制度には下記の認定があります。

認定区分	概要	備考
新1号認定	<u>満3歳から5歳児が</u> 私立幼稚園（新制度移行園を除く）の入園料・保育料部分の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定。	
新2号認定	<u>3歳児から5歳児で</u> 、 保護者のいずれもが保育の必要な理由に該当し、 幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定。	3歳になってから 最初の4月1日以降に認定開始。
新3号認定	<u>0歳児から2歳児</u> かつ市民税非課税世帯のうち、 保護者のいずれもが保育の必要な理由に該当し、 幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定。	

新2号認定、新3号認定を受けることで、新1号認定の内容も含まれます。

預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合には新2号認定もしくは新3号認定を受けることになります。

Q. 3歳の誕生日を迎えるので、新2号認定を申請しようと考えていますが、認定は受けられますか？

A. 新2号認定は3歳になってから最初の4月1日以降からが無償化の対象となります。

例えば、11月に3歳の誕生日を迎える、幼稚園に入園した場合、11月の誕生日前日からは新1号認定として幼稚園の入園料や保育料は無償化の対象となります。預かり保育分は新2号認定が受けられるようになる翌年4月利用分からが無償化の対象となりますのでご注意ください。新2号認定を受けるためには変更申請が必要となりますのでご注意ください。

Q. 京都市に在住して京都市外の施設を利用しているが、施設等利用給付認定申請はできますか？

A. 京都市外の施設でも、利用施設の所在する自治体で無償化対象施設として認定されていれば、申請はできます。

ただし、認可外保育施設については、認可外保育施設の設置基準を満たしていることが要件となりますので、利用施設や利用施設の所在する自治体にご確認ください。

Q. どの認可外保育施設でも無償化の対象になりますか？

A. 京都市に無償化対象施設としての申請を提出し、認可外保育施設の設置基準を満たした認可外保育施設、ベビーシッターが対象になります。対象施設は京都市情報館のページに掲載されていますので、ご確認ください。

【京都市情報館】

⇒「幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等一覧」

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258134.html>

Q. 幼稚園の預かり保育のほかに、認可外保育施設等の利用も考えていますが、併用利用は可能ですか？

A. 幼稚園によっては併用利用が可能な施設もあります。

併用利用可能な幼稚園は京都市情報館の施設一覧で確認できます。利用している幼稚園の備考欄を確認してください。なお、併用可の場合でも、一時預かり保育事業については、京都市が「地域子ども・子育て支援事業」として必要経費の補助をしている施設については、併用ができませんのでご注意ください。

【京都市情報館】

⇒「幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等一覧」

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258134.html>

▽申請について

Q. いつまでに申請すればいいですか？

A. 必ずご利用開始前までに申請を完了してください。 京都市が申請書類を受領した日以降から認定を開始します。

ご利用開始後に申請されても、遡っての認定は出来かねますので、早めに申請をお済ませください。

Q. 申請に必要な書類は何ですか？

A. 申請に必要な書類は以下の通りです。

【新1号認定】

- ・子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（様式1）

【新2号認定・新3号認定】

- ・子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（様式1）
- ・保育が必要な理由書（様式2）
- ・保育が必要な理由を証明する書類（保育が必要な理由により必要書類が異なります）

保育が必要な理由	必要な証明書類
① 就労 <u>月48時間以上就労していること</u>	<ul style="list-style-type: none">・就労証明書（様式3）・スケジュール申告書（様式4）※変則就労に記入または複数就労先がある場合 ※ 自営業の場合、開業届出書や営業許可証、確定申告書の写しなど、客観的に事業内容が分かる書類の提出を求める場合があります。
② 妊娠・出産 <u>妊娠中であるか出産後間がないこと</u>	<ul style="list-style-type: none">・母子健康手帳の写し（表紙および分娩（予定）日が記載されているページ）または出産証明書
③ 保護者の疾病・障害 <u>病気・けがの療養中または精神・身体に障害があること</u>	<ul style="list-style-type: none">・障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証の写し・診断書（発行から3か月以内のもの）・その他疾病・障害の程度が分かる書類等上記のいずれか・スケジュール申告書（様式4）※生活に制限が無い方
④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護 <u>親族を常時介護・看護していること</u>	<ul style="list-style-type: none">・障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証の写し・診断書（発行から3か月以内のもの）・その他介護・看護の必要性が分かる書類等上記のいずれか・スケジュール申告書（様式4）※必須
⑤ 災害復旧 <u>災害の復旧に当たっていること</u>	<ul style="list-style-type: none">・り災証明書

<p>⑥ 求職活動（起業準備を含む） <u>求職活動を継続的に行っていること</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申告書（様式4-2） ・活動内容を証明する書類（ハローワークカードの写し等）
<p>⑦ 就学 <u>・学校教育基本法に規定する学校等に在学していること</u> <u>・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・スケジュール申告書（様式4）または時間割
<p>⑧ 育児休業取得中に継続利用が必要であること 下の子どもの育児休業取得前から上の子どもが継続して同じ施設を利用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（様式3）
<p>⑨ その他、上記に準じる状態として 市町村が認める場合 上記に準じる状態のため、保育が必要であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所・支所にお問合せください

Q. どこに提出すればいいですか？

A. 無償化事務集中室に直接持参又は郵送にてご提出ください。

また、お住いの地域の区役所・支所保健福祉センターの子どもはぐくみ室子育て推進担当までご提出いただくか、幼稚園・認定こども園をご利用中または利用予定の方で、施設でお受け取りいただける場合は施設にご提出いただいても構いません。

＜送付先＞〒604-8171

京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル3階

京都市幼児教育・保育無償化事務集中室 疎

Q. 京都市にこれから転入する予定ですが、申請は転入してからでいいですか？

A. 必ず転入する日より前に申請手続きをお済ませください。

京都市が申請書を受領し、転入が確認できた日からが認定可能となります。

ご利用開始後に申請されても、遡っての認定は出来かねますので、ご注意ください。

Q. 必要書類の準備に時間がかかります、提出が遅れてもいいですか？

A. 「子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（様式1）」及び提出可能な書類を提出いただき、不足書類は追って提出してください。

不足書類提出の際には「子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（様式1）の不足書類」である旨と子どもの氏名、利用（予定）施設を記載したメモなどを同封してください。

Q. 提出後に何か連絡がありますか？

A. 提出いただいた書類に疑義がある場合や書類が不足している場合には、無償化事務集中室から保護者様や勤務先、または記入者、発行先へご連絡する場合があります。

▽子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書の記入・

添付書類について

Q. 認定保護者とは？

A. 施設等利用給付認定の申請者となります。

原則として京都市に住民登録されている方となりますので、単身赴任などで別居されている方を認定保護者とすることはできません。

Q. 振込先口座は認定保護者名義でなくてもいいですか？

A. 振込先口座は認定保護者と同じ名義でお願いいたします。

Q. 世帯員欄に記入しきれないのですがどうしたらよいですか？

A. 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書をコピーしていただくか、京都市情報館に掲載されている様式を印刷し記入してください。

Q. 就労証明書は会社の様式で提出してもいいですか？

A. 京都市の指定の様式で提出してください。

Q. 就労証明書は古い様式で提出してもいいですか？

A. 原則、就労証明書は、該当年度の様式をご利用ください。なお、既に就労先で前年度の様式を使用して就労証明書が発行されている場合については、そのまま提出いただけます。

Q. 複数の勤務先で就労している場合、すべての勤務先から証明書を用意する必要がありますか？

A. すべての勤務先からの就労証明書を取得し、スケジュール申告書もご提出ください。保育の必要性(月48時間以上)の確認は就労時間の合計を確認し、判断させていただきます。ただし、1ヶ所の勤務先で月48時間以上の就労が確認できる場合は、1ヶ所の証明書で結構です。

Q. 自営業で仕事をしている場合も就労証明書の提出は必要ですか？

A. 自営業で仕事をしている場合も、その内容を記載いただいた就労証明書の提出は必要です。変則勤務の場合は合わせてスケジュール申告書またはシフト表も提出してください。

なお、必要に応じて、追加で開業届出書や営業許可証、確定申告書の写しなど、客観的に事業内容が分かる書類の提出を求める場合があります。

Q. 近日中に退職することが決まっている、新しい勤務先も決まっているが、証明書はどうすればいいですか？

A. 認定開始希望日が、新しい勤務先の勤務開始後であれば、新しい勤務先の就労証明書のみで構いません。

認定開始希望日が現在の勤務先での就労期間内の場合は両方の勤務先の就労証明書が必要

となります。

Q. 別居で海外に在住している家族がいるのですが、必要な書類はありますか？

A. 海外に在住していることの証明として、下記を送付してください

- ・パスポートの写し（本人が分かるページと入出国分かるページ）
- ・就労や就学の分かる書類の写し

なお、施設等利用給付認定の申請とは別に、副食材料費の助成（副食材料費の補足給付事業）において、海外に居住されていた際の収入状況のわかる資料の提出を求める場合があります。

Q. きょうだい児の届出等で以前に必要書類を提出していますが、再提出が必要ですか？

A. 必要書類は改めて提出をいただく事が望ましいですが、直近3ヶ月以内に発行された書類であれば、流用することができますので、該当児童の氏名、届出内容、提出時期等の詳細をその他の提出書類に明記いただければ、再度の提出は不要です。なお、この場合でも、必要に応じて追加で書類の提出を求める場合がありますのでご留意ください。

Q. 添付書類はどこで入手できますか？

A. ご利用の幼稚園やお住まいの区役所のはぐくみ室で入手できます。

京都市情報館のページからもダウンロードできます。

【京都市情報館】

⇒「幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定の申請について（保護者向け）」

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>

▽認定後について

Q. 認定されたら何か書類が届きますか？

A. 認定されると「施設等利用給付認定（変更認定）通知書」をお届けいたします。認定内容をご確認ください。

Q. 京都市外へ引っ越すことになった。何か手続きが必要ですか？

A. 京都市外へ住民票を移すことで、京都市からの認定を受けることができなくなります。
「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届」を提出してください。利用の施設に通い続ける場合も提出してください。
京都市での撤回認定は、原則、住民票を移した日になりますので、それまでに新居住地での無償化の申請も忘れずに行ってください。

Q. 保育が必要な理由に該当しなくなったので、認定を取りやめたい。（新制度未移行幼稚園以外をご利用の場合）

A. 「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届」をご提出ください。

Q. 保育が必要な理由に該当しなくなったので、新1号に変更したい。（新制度未移行幼稚園をご利用の場合）

A. 「教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式）」を提出してください。

Q. 預かり保育も利用することになったが、どのような申請が必要ですか？（新制度未移行幼稚園をご利用の場合）

A. 「教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式）」と保育が必要な理由書、および保育が必要な理由を証明する書類をいずれの保護者分ご提出してください。

Q. 新1号認定を受けていたが、市立幼稚園や新制度へ移行した幼稚園、市立保育所、保育園、認定こども園を利用することになった。何か手続きが必要ですか？

A. 「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届」をご提出ください。教育・保育給付認定申請が新たに必要ですので、忘れずに行ってください。

市立幼稚園や新制度移行幼稚園、認定こども園へ転園し、引き続き新2号認定、新3号認定を受ける場合は、撤回日は記入せず、新しく利用する施設名称を「申請・届出の理由について」欄にご記入ください。

Q. 市立幼稚園や新制度へ移行した幼稚園、市立保育所、保育園、認定こども園を利用していたが、施設等利用給付認定の対象となる施設を利用することになった。何か手続きが必要ですか？

A. 別途、「教育・保育給付認定」の撤回手続をしたうえで、新たに「施設等利用給付認定」の

申請を行ってください。この際、それぞれの施設で利用期間を重複することはできませんので、ご注意ください。万が一、期間の重複が判明した場合は、施設等利用費の支給が一部出来ない場合があります。

Q. 申請情報の変更をしたいが、どのような手続きが必要ですか？

A. 変更内容によって必要な手続き書類が異なります。下記をご参照いただき、必要な書類をお住いの区役所・支所または無償化事務集中室までご提出ください。

変更内容	必要な手続き書類	備考
世帯構成が変わった	・教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式）	出生や死亡など
市内で引越をした	・教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式）	
認定保護者を変更したい	・教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式） ・施設等利用費振込先口座登録（変更）届	認定保護者を変更する場合は、振込先口座の変更も必要です。
振込先口座を変更したい	・施設等利用費振込先口座登録（変更）届	
利用施設を変更したい（転園した）	・教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式）	
保育が必要な理由が変わった ・転職した ・就労条件が変わった ・妊娠が分かった など	・教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（第8号様式） ・新しい保育が必要な理由の証明書類	変更があった方のみの就労証明書で結構です。

Q. 通知書を紛失してしまったが、再発行してもらえますか？

A. 「支給認定証・施設等利用給付認定決定通知再発行申請書」を無償化事務集中室まで送付してください。

▽施設等利用費申請について

Q. 利用費の申請はどのように行うのですか？

A. 市内の幼稚園・認定こども園を利用している方は、ご利用の施設が代理申請を行いますので、保護者の方の申請は不要です。また、京都市外の一部の幼稚園・認定こども園も施設が代理申請を行っています。詳しくはご利用の施設にご確認ください。

認可外保育施設や一時預かりを利用している場合は、保護者自身での申請が必要になります。ご利用の施設に施設等利用給付認定通知書を提示し、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を発行してもらい、「施設等利用費申請書(請求書)」とともに申請して下さい。

申請期限と償還の時期は下記のとおりです。

申請期間の目安	申請期限	償還時期
4月から6月利用分	7月15日	9月頃
7月から9月利用分	10月15日	12月頃
10月から12月利用分	1月15日	3月頃
1月から3月利用分	4月15日	6月頃

※標準的なスケジュールとなります。申請期限までに申請が行われたご利用分について償還時期に償還を行います。

Q. 利用費の申請を忘れていた。遅れても申請できますか？

A. 利用から2年を経過すると、時効のため申請ができなくなります。それまでの間であれば、申請期限ごとに、申請があり、かつ、その時点で未償還のご利用料をお支払いします。

その他、御不明な点については、下記までご連絡ください。

＜お問合せ先・提出先＞

京都市幼児教育・保育無償化事務集中室

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル3階

TEL 075-254-7216